

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2. 当院の課題

- (1) 年次有給休暇取得率が職場により偏りがある
- (2) 育児、介護に関する休暇制度の理解不十分
- (3) 配偶者出産休暇（3日以内）は出産日から取得し、休暇中に介在する休日は通算されるため十分な利用価値が得られない。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：全職員が年次有給休暇を6日以上取得する。

<取組内容・取組時期>

平成28年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握・調査する
平成28年6月～ 取得率向上のための対策の検討を開始する
平成28年10月～ 各職場へ内容を周知、取得率向上を呼びかける
平成29年3月～ 実施状況を把握し効果を検証する。
毎月、職場ごとの有給休暇取得残日数を掲示板で掲示する。
対策の修正、追加があれば修正対策・追加対策を策定する。

目標2：看護・介護休暇制度を全職員が理解し、半日単位・時間単位で取得できるようにする。

<取組内容・取組時期>

平成28年4月～ 休暇を取りやすい環境づくりのため、管理職への教育、啓発を行う。
看護休暇・介護休暇制度を全職員へ周知する。
平成29年4月～ 1日単位の取得から半日単位・時間単位で取得を認める。

目標3：配偶者出産休暇（3日以内）は出産後1ヶ月以内に取得者が時期を指定できるようにする。

<取組内容・取組時期>

平成28年4月～ 就業規則の変更、管理職への教育を行う。
各職場へ内容を周知させる。

策定日：平成28年3月8日
社団医療法人 呉羽会